



KANEMATS

第126回定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時 ▶ 2020年6月24日（水曜日）午前10時

開催場所 ▶ 当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号
シーバンスN館

第1号議案 ▶ 取締役6名選任の件

第2号議案 ▶ 監査役1名選任の件

第3号議案 ▶ 補欠監査役1名選任の件

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時10分まで

目 次

株主の皆さまへ	2
第126回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
（提供書面）	
事業報告	14
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42



企 業 理 念

創業主意「わが国の福利を増進するの分子を播種栽培す」

「いま一粒の種をまく、それは我が国、日本の幸福、利益を増進する芽ばえを期待して、いまその種をまくのだ」と言う、当社創業者兼松房治郎が創業の際に宣言した主意です。

「わが国の福利」とは明治時代に日本人が経済を発展させるための共通した社会的使命観でした。現在では、一般公共の利益、社会貢献、国際社会への寄与、人類への貢献などに通じる考え方であり当社の企業活動の原点となっています。この主意を受け継ぎ、基本理念にまとめたものが、1967年に兼松江商として合併を機に制定された「われらの信条」です。

われらの信条

1. 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
2. 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
3. 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年の世界経済は、米国は緩やかな回復基調を維持したものの、米中貿易摩擦の長期化により、中国の景気が後退したほか、欧州や我が国でも景気回復の足取りが重くなるなど、総じて成長が減速傾向となりました。さらに今年に入り、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、内外の経済活動が抑制され、その影響は計り知れないものとなっております。

このような中、兼松グループは、創業135周年に向けた中期ビジョン「*future 135*」を掲げ、効果的な事業投資による規模拡大や付加価値の獲得を追求し続けると共に、AIやIoTなどの技術革新をビジネスチャンスとすべく、新規事業の推進に取り組んでおります。さらに、SDGsを念頭に、事業活動を通じてサステナビリティを推進すると共に、ダイバーシティ＆インクルージョンを意識した経営も行っており、参りたいと考えております。世界経済の先行きが不透明な中、兼松グループ一丸となってこの難局を乗り越え、ステークホルダーの皆さまの期待にお応えできるよう、兼松グループならではの価値創造を目指して参ります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 谷川 薫

株 主 各 位

証券コード 8020
2020年6月9日

神戸市中央区伊藤町119番地

兼松株式会社

代表取締役社長 谷川 薫

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第126回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、ご出席を見合わせることをご検討ください。

当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時10分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

[書面の郵送による場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を、上記の行使期限までにご入力ください。なお、電磁的方法による議決権行使の方法の詳細は5～6ページをご参照ください。

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館

3. 目的事項

報告事項 1. 第126期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第126期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、本招集ご通知の提供書面および下記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.kanematsu.co.jp>

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

▶ 株主総会にご出席される場合

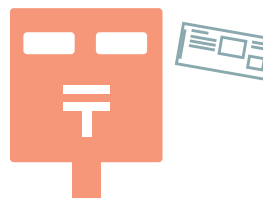


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時： **2020年6月24日（水曜日）**
午前10時

場所：当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号
シーバンスN館

▶ 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

行使期限： **2020年6月23日（火曜日）**
午後5時10分到着分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (2) インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

▶ インターネット等による 議決権行使の場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙にインターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

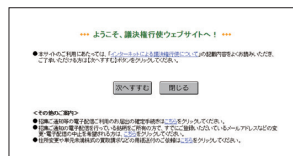
行使期限：2020年6月23日（火曜日）
午後5時10分入力分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



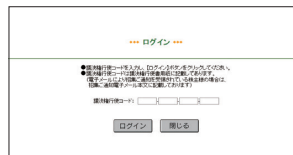
バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話を利用して左の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

〔第1号議案〕取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	しも　じま　まさ　ゆき	再任	生年月日	所有する当社の株式数
1	下　嶋　政　幸		1951年8月6日	26,700株



- 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
1974年 4月 当社入社
1995年 7月 兼松米国会社副社長就任
2000年 7月 当社IT統括室長
2002年 6月 兼松米国会社取締役社長就任
2006年 6月 当社取締役就任
2009年 6月 常務取締役就任
2010年 4月 代表取締役社長就任
2017年 6月 代表取締役会長就任　現在に至る
(現担当業務) 監査担当
- 取締役候補者とした理由
下嶋政幸氏は、2010年以降当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を担っており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。2017年に代表取締役会長就任後も、当社グループ経営の監督等に尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たに がわ
谷川かおる
薫

再任

生年月日

1958年9月24日

所有する当社の株式数

25,300株



● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 当社入社
 2004年 7月 兼松米国会社サマセット支店長
 2008年 1月 当社情報・産業電子部長
 2010年 6月 兼松コミュニケーションズ
 株式会社に outward
 同社取締役就任
 2011年 4月 当社企画部長
 2013年 6月 取締役就任

2014年 6月 執行役員制度拡充に伴い
 取締役退任
 常務執行役員就任
 2015年 6月 取締役 専務執行役員就任
 2017年 6月 代表取締役社長就任
 現在に至る

● 取締役候補者としての理由

谷川 薫氏は、2013年に取締役就任、電子・デバイス部門、企画を担当し、事業の拡大および経営戦略の策定に尽力し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2017年に代表取締役社長就任後も、当社グループ経営の推進にリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みや べ よし や
宮部 佳也

再任

生年月日

1959年1月21日

所有する当社の株式数

13,500株



● 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社
 1999年 4月 電子機器部第一課長
 2001年 6月 兼松米国会社シカゴ支店勤務
 2006年 2月 当社電子機器部長
 2012年 6月 取締役就任

2014年 6月 執行役員制度拡充に伴い
 取締役退任
 常務執行役員就任
 2018年 6月 取締役 専務執行役員就任
 現在に至る
 （現担当業務） 車両・航空部門長、大阪支社長、
 名古屋支店長、先進技術・事業
 連携担当

● 重要な兼職の状況

兼松サステック株式会社 取締役

● 取締役候補者としての理由

宮部佳也氏は、入社以来主に車両・車載、電子機器事業に従事し、2012年に取締役就任、海外サプライチェーンの構築など、収益基盤の強化に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

つたのてつろう
蔦野哲郎

再任

生年月日

1969年4月3日

所有する当社の株式数

9,100株



● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1992年4月 当社入社
 2007年8月 主計部経営管理課長
 2012年4月 財務部資金課長
 2013年4月 財務部長
 2017年6月 取締役 執行役員就任
 2018年6月 取締役 上席執行役員就任
 現在に至る
 （現担当業務） 財務、主計、営業経理担当

● 取締役候補者としての理由

蔦野哲郎氏は、入社以来財務・主計に従事し、当社の健全な財務体質の強化に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

たはらゆうこ
田原祐子

再任

社外
取締役独立
役員

生年月日

1959年10月9日

所有する当社の株式数

0株



● 略歴、当社における地位および担当

1991年4月	マンパワー・ジャパン株式会社 入社	2018年6月	サンヨーホームズ株式会社 社外取締役（監査等委員）就任 現在に至る
1993年8月	株式会社リック入社 電化住宅推進室長	2019年6月	当社社外取締役就任 現在に至る
1998年7月	株式会社ベーシック 代表取締役就任 現在に至る	2020年4月	社会情報大学院大学先端教育 研究所客員教授 現在に至る
2012年6月	一般社団法人フレームワーク 普及促進協会代表理事就任 現在に至る		

● 重要な兼職の状況

株式会社ベーシック 代表取締役
 一般社団法人フレームワーク普及促進協会 代表理事
 サンヨーホームズ株式会社 社外取締役（監査等委員）

● 社外取締役候補者としての理由

田原祐子氏は、企業経営における豊富な経験と人材・組織コンサルティング経験で培われた高い見識を有していることから、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

た な か か ず ひ ろ
田 中 一 弘

新任

社外
取締役独立
役員

生年月日

1966年 8月31日

所有する当社の株式数

0株



● 略歴、当社における地位および担当

1990年 4 月 株式会社日本興業銀行入行
 1999年 4 月 神戸大学大学院経営学研究科
 助教授
 2003年 4 月 一橋大学大学院商学研究科
 助教授
 2007年 4 月 同大学院商学研究科准教授

2010年 4 月 同大学院商学研究科教授
 2018年 4 月 同大学院経営管理研究科教授
 現在に至る
 2019年 1 月 同大学院経営管理研究科長・
 商学部長 現在に至る

● 重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科 教授

● 社外取締役候補者とした理由

田中一弘氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、経営学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識を有していることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 田原祐子氏および田中一弘氏は社外取締役候補者であります。

3. 田原祐子氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

(1) 当社と田原祐子氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 当社と田中一弘氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 田原祐子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

また、田中一弘氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

〔第2号議案〕監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役 小川莊平氏は任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

ひ ら い も と ひ さ
平 井 基 壽

新 任

生年月日	所有する当社の株式数
1953年 4月10日	3,200株

● 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1976年 4 月	当社入社	2014年 6 月	同社専務取締役就任
2003年 6 月	兼松香港会社取締役社長就任	2019年 6 月	同社顧問 現在に至る
2004年 6 月	当社経理部長		
2005年 6 月	兼松日産農林株式会社（現兼松サステック株式会社） 常務取締役就任		

● 監査役候補者としての理由

平井基壽氏は、当社の経理部長、兼松サステック株式会社の専務取締役を務めるなどの企業経営における豊富な経験と財務・経理の幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。



- (注) 1. 平井基壽氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社と平井基壽氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

〔第3号議案〕補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

い な ば の ぶ こ
稲 葉 喜 子

社 外
監 査 役

独 立
役 員

生年月日
1966年 9月28日

所有する当社の株式数
0株

●略歴、当社における地位

1989年 4 月	日本電信電話株式会社入社	2014年 6 月	株式会社東和銀行社外取締役就任
1993年10月	センチュリー監査法人(現E Y新日本有限責任監査法人) 入所		株式会社八千代銀行(現株式会社きらぼし銀行) 社外監査役就任
1999年 7 月	金融監督庁検査部(現金融庁監督局) 転籍	2014年10月	株式会社東京T Yフィナンシャルグループ(現株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ) 社外監査役就任 現在に至る
2001年 7 月	新日本監査法人(現E Y新日本有限責任監査法人) 復職	2014年12月	税理士法人はやぶさ会計 代表社員 現在に至る
2005年10月	稲葉公認会計士事務所開設 代表就任 現在に至る	2019年 6 月	株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役就任 現在に至る
2007年 7 月	株式会社P A S (現株式会社はやぶさコンサルティング) 設立 代表取締役就任 現在に至る		
2010年11月	はやぶさ監査法人設立 代表社員 現在に至る		

●重要な兼職の状況

稲葉公認会計士事務所 代表
株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役
はやぶさ監査法人 代表社員
税理士法人はやぶさ会計 代表社員
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役
株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役

●補欠の社外監査役候補者とした理由

稲葉喜子氏は、これまで公認会計士・税理士として培ってきた会計・税務に関する専門的な知識および経験を当社の監査に反映していただくことが期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。



- (注) 1. 稲葉喜子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲葉喜子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 稲葉喜子氏が社外監査役として在任している株式会社東京きらばしフィナンシャルグループ（旧株式会社東京T Yフィナンシャルグループ）の子会社である株式会社きらばし銀行（旧株式会社八千代銀行）は、同氏の在任中である2018年7月に、同社の社員が顧客の預金口座の現金を着服したとして、当該社員を懲戒解雇処分としたと発表しました。同氏は、2018年7月に顧客からの申出を受けて社内調査が実施されるまで、当該社員の行為を認識しておりませんでした。同氏は、社外監査役として日頃より取締役会等においてグループ会社を含むコンプライアンス意識の徹底について注意喚起を行っていましたが、対象行為の発覚以降は、グループ全体におけるさらなるコンプライアンス体制の強化や再発防止策の徹底に向けた提言等を行うとともに、それらの進捗状況を監督しておりました。
4. 稲葉喜子氏が監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 稲葉喜子氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

[提供書面]

◆ 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、中東情勢の混迷により減速傾向が顕著になる中、第4四半期において新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、全世界的に急速に悪化しつつあります。

米国においては、良好な雇用環境や金融政策の転換により堅調な個人消費が維持されていたものの、新型コロナウイルス感染症が拡大した第4四半期には金融市場や雇用環境も大きく動揺し、経済は悪化局面に入りました。欧州においては、英国のEU離脱問題や中国経済減速による輸出低迷に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大も加わり、経済は急速に悪化しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が最も早く表れた中国においては、生産停止など供給面が大きく落ち込んだ上に、人の移動制限などによる需要面の落ち込みも加わり、第4四半期において初のマイナス成長となりました。

わが国経済は、国内災害や消費増税の影響に加え、後半の全世界的な経済悪化の影響も受け、景気後退の兆しが顕著となりました。

このような環境のもと、当期の当社グループの業績につきましては、次のとおりとなりました。

TPPやEPAの発効に伴い国内販売が伸長した畜産事業や航空機本体および部品販売の伸長等により好調であった航空宇宙事業で増収となった一方、料金分離プラン導入による販売台数の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で来店者数がスローダウンしたモバイル事業や、原油価格下落により販売単価が下落したエネルギー事業などで減収となりました。また、仮想化やセキュリティ分野などのIT投資需要が増加したICTソリューション事業などで増益となった一方、ペット関連取引や水産飼料取引等が苦戦した食糧事業や、製造業の投資抑制の影響を受けた工作機械・産業機械事業などで減益となりました。

その結果、収益は、前期比20億47百万円（0.3%）減少の7,218億2百万円となり、売上総利益は、前期比8億90百万円（0.8%）増加の1,109億4百万円となりました。営業活動に係る利益は、販売費及び一般管理費の増加などにより、前期比19億97百万円（6.6%）減少の283億52百万円となりました。また、金融収支が若干悪化したこともあり、税引前利益は、前期比22億33百万円（7.7%）減少の269億44百万円となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比22億6百万円（13.3%）減少の143億99百万円となりました。その結果、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）に対する親会社の所有者に帰属する当期利益率（ROE）は、11.2%となりました。

財政状態につきましては、総資産が、前期末比22億12百万円増加の5,516億71百万円となりました。有利子負債につきましては、前期末比38億90百万円増加の1,433億94百万円となりました。現預金を差し引いたネット有利子負債は、前期末比18億38百万円増加の518億7百万円となりました。なお、有利子負債にはリース負債を含めておりません。また、資本のうち、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）につきましては、円高・株安の影響によりその他の資本の構成要素が減少した一方、利益剰余金の積上げ等により、前期末比55億83百万円増加の1,308億29百万円となりました。その結果、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は23.7%、ネット有利子負債資本倍率（ネットDER）は0.4倍と、引き続き安定した健全な財務体質を維持しております。

事業セグメント別の業績

電子・デバイス

収益 **2,545億16**百万円
(前期比**4.1%**減)

ICTソリューション事業は、製造業、流通業向けを中心としたサーバー、ストレージに加え、仮想化とセキュリティ分野におけるIT投資需要もあり、好調に推移しました。モバイル事業は、店舗運営の効率化や法人向けビジネスの増加等により、順調に推移しました。半導体・液晶製造装置事業では、中国での新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けました。その結果、セグメント全体では、減収増益となりました。

35.3%

食料

収益 **2,514億3**百万円
(前期比**2.7%**増)

食品事業は、消費者ニーズにマッチした原料調達および商品開発により農産加工品取引が堅調に推移しました。畜産事業は、世界的に需給バランスが不安定となり相場変動があったものの堅調に推移しました。一方、食糧事業は、ペット関連取引や水産飼料取引等の不調により苦戦しました。その結果、セグメント全体では増収減益となりました。

34.8%

鉄鋼・素材・プラント

収益 **1,298億58**百万円
(前期比**6.9%**減)

エネルギー事業は、前期は原油価格急落により苦戦を強いられましたが当期は回復し、国内取引を中心に順調に推移しました。化学品事業も医薬品取引を中心に堅調に推移しました。一方、油井管事業は、原油価格低迷の影響を受けスローダウンの状況が続いております。工作機械・産業機械事業も、主に中国、米国を中心とした海外取引が低迷し、プラントインフラ事業も中東向け取引の停止により減益となりました。その結果、セグメント全体では減収減益となりました。

18.0%

車両・航空

収益 **746億 5**百万円
(前期比**20.2%**増)

航空宇宙事業は、主力である航空機部品取引が堅調に推移しました。車両・車載部品事業は、全般的には堅調ながらも中東向け取引の停止により減益となりました。その結果、セグメント全体では、増収減益となりました。

10.3%

その他

収益 **114億 18**百万円
(前期比**4.5%**減)

その他の事業セグメントは、減収減益となりました。

1.6%

(事業セグメント別収益)

事業セグメント	金 額	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
電 子 ・ デ バ イ ス	254,516	35.3	△4.1
食 料	251,403	34.8	2.7
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	129,858	18.0	△6.9
車 両 ・ 航 空	74,605	10.3	20.2
そ の 他	11,418	1.6	△4.5
合 計	721,802	100.0	△0.3

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

3) 資金調達の状況

当社グループは、6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」の中で掲げている「持続的成長」を実現するために必要な、低コストで安定的な資金調達を基本方針として資金調達活動に取り組んでおります。

当社グループの資金調達につきましては、メインバンク、地銀、生損保等の金融機関との良好な関係を背景とした間接金融をベースに、長期資金の調達手段の一つとして普通社債を発行し資本市場からの調達も実施しております。

この結果、当期末におけるネット有利子負債残高は518億7百万円となり、前期末に比べ18億38百万円増加いたしました。

4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

5) 対処すべき課題

中期ビジョン「*future 135*」について

当社グループは、6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」（2018年4月～2024年3月）を策定し、取組みを推進しております。

（1）定量目標

「*future 135*」では、安定した収益基盤の事業分野において持続的成長を目指すとともに、強みを有する事業分野への効果的かつ適切な事業投資により規模の拡大や付加価値の獲得を追求し、連結当期利益250億円を目標としております。

また、収益構造および財務構造の安定性を背景に、配当性向（総還元性向）は25～30%とし、資本の効率性を重視した経営を推進いたします。

	最終年度目標（2024年3月期）	2020年3月期実績
連 結 当 期 利 益	250億円	144億円
R O E	13% ～ 15%	11.2%
総 還 元 性 向	25% ～ 30%	34.8%

（注）連結当期利益は親会社の所有者に帰属する当期利益を示しております。

（2）重点施策および当期末における進捗状況

① 基盤となる事業における持続的成長と、事業投資による規模拡大、付加価値獲得

基盤となる事業における持続的成長を目指すとともに、健全な財務構造のもと、資本とリスクアセットのバランスを取りつつ成長投資を実行して参ります。強みを有する事業分野において、「規模拡大」型と「付加価値」型の二軸で事業投資を推進し、当期においては、主に次のような分野で実行いたしました。

- ✓ 規模拡大を主とする投資としては、ドイツの写真プリンター事業会社への持分法出資、中国大連における飼料原料製造工場の設立、インドネシアの加工食品製造工場の増資、アイルランドの航空機部品事業における中古機体購入、国内のサッシ専門メーカーの買収などを行いました。
- ✓ 付加価値獲得を主とする投資としては、半導体イメージセンサーの後工程事業の譲受、プラントエンジニアリング会社の買収などを行いました。

② 技術革新への対応

現行分野の周辺において将来に向けた「イノベーション」型の開発投資を行い、IoTやAIなど先進技術を軸とした新規事業を推進・拡大いたします。

当期においては、日本市場で今後期待されるデータの流通や利活用の拡大に向け、データ取引サービスの開発・販売を行っているフランス企業と戦略的パートナーシップを締結、さらにデータ流通コンサルティングサービスを提供する日系企業との資本業務提携を締結し、国内におけるデータ流通の市場構築を推進いたしました。

③ 持続的成長を実現するための経営インフラ確立

当期においては、主に次のような取組みを推進いたしました。

第一に、経営人材育成の一環として、社内研修制度を進化させた「兼松ユニバーシティ」を開始いたしました。これは事業投資やM&Aの実行および、その後のマネジメントを担っていく人材の育成を目的とした研修制度で、およそ10年でカリキュラム修了となります。

第二に、働き方改革の一環として、勤務環境の選択肢を増やし生産性を向上させる目的でサテライトオフィスの試験運用を行うなどリモートワークの有効性の検証を行いました。また、書類の電子化やセキュリティ強化などを進めて参りました。これらの取組みは新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務にも活用でき、今後もリモートワークの課題を解決しながら、従業員が働きやすい環境づくりに努め、多様な働き方への理解と実現を目指して参ります。

第三に、当社そして社会の持続的成長のため、従来のCSR推進委員会を発展させたサステナビリティ推進委員会を設置し、本年4月より開始しております。また、企画部内にもサステナビリティ推進室を設置し、よりSDGsを意識した事業ならびに経営を推進して参ります。

以上のような取組みや施策を実施して参りましたが、「*future 135*」2年目の当期は、年度後半からの経済環境悪化の影響もあり、親会社の所有者に帰属する当期利益は、144億円となりました。また、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）に対する親会社の所有者に帰属する当期利益率（ROE）は、11.2%となりました。

期末配当金につきましては、期初に公表した配当予想のとおり1株当たり30円とさせていただきました。中間配当において1株当たり30円の配当を実施しておりますので、年間配当金は1株当たり60円となりました。その結果、配当性向は、総還元性向の目処値上限を上回る34.8%となりました。

（3）来期の見通し

来期の世界経済は、全世界的に新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、需給ともに大きな落ち込みが予測され、厳しい状況が続くと思われます。

このような環境のもと、当期に発生した食糧事業におけるマイナス要因が解消されることや、新規事業投資による持分法投資利益が増加する見通しであることなどから、来期の親会社の所有者に帰属する当期利益は、当期並みの水準を維持し、145億円を見込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、業績見通し策定時点において当社が把握している情報を基に、その時点における状況が本年6月まで継続すると仮定して算出しております。

来期の配当予想につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大や経済環境の不透明さがあるものの、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本として、当期と同じく1株当たり年間配当金60円を予定しており、配当性向は、34.6%となる見込みです。

*業績予想に関する留意事項

本資料に記載されている業績予想ならびに将来に関する記述は、本資料の発表日現在において当社が入手可能な情報および合理的な仮定に基づいた推測を前提としております。したがって、実際の業績は様々な要因により本資料に記載されたものと大きく異なる結果となる可能性があることにご留意ください。

6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第123期 (2017年3月期)	第124期 (2018年3月期)	第125期 (2019年3月期)	第126期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
収 益 (百万円)	675,579	714,790	723,849	721,802
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	8,049	16,317	16,605	14,399
基本的1株当たり 当期利益 (円)	95.64	193.79	198.22	172.43
資 産 合 計 (百万円)	479,717	519,889	549,459	551,671
資 本 合 計 (百万円)	129,863	147,050	158,698	166,174

- (注) 1. 第123期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第125期以降の「基本的1株当たり当期利益」は、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第123期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
兼松エレクトロニクス株式会社	百万円 9,031	% 58.21	ITシステム製品・ソフトウェアの開発・販売 および保守サービス
兼松コミュニケーションズ株式会社	百万円 1,425	100.00	移動体通信関連・ネットワーク関連機器の販売 およびサービス
兼 松 サ ス テ ッ ク 株 式 会 社	百万円 3,325	52.83	セキュリティ機器の販売・ジオテック（地盤改良）・木材 加工・石油製品事業
兼 松 ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	百万円 260	100.00	一般鋼材・建築用資材の販売
株 式 会 社 兼 松 ケ ー ジ ー ケ イ	百万円 706	97.84	工作機械・産業機械の販売
兼 松 ペ ト ロ 株 式 会 社	百万円 1,000	100.00	石油製品・液化石油ガスの販売
新 東 亜 交 易 株 式 会 社	百万円 500	100.00	飲料自動販売機事業・航空機用エンジン・ 飼料原料等の輸出入および販売
Kanematsu USA Inc.	千米ドル 100,000	100.00	商品の輸出入および販売
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 852,343	100.00	商品の輸出入および販売

(注) 出資比率には、当社および当社の子会社が有する出資比率の合計を記載しております。

8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、国内外のネットワークと各事業分野で培ってきた専門性と、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流などの商社機能を有機的に結合して、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い分野で、多種多様な商品・サービスを提供しております。

9) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

国 内：神戸本店（神戸市中央区）、東京本社（東京都港区）、大阪支社（大阪市中央区）
海 外：マニラ支店

②主要な子会社の事業所

国 内：兼松エレクトロニクス株式会社（東京都中央区）
兼松コミュニケーションズ株式会社（東京都渋谷区）
兼松サステック株式会社（東京都中央区）
兼松トレーディング株式会社（東京都中央区）
株式会社兼松ケージーケイ（東京都中央区）
兼松ペトロ株式会社（東京都千代田区）
新東亜交易株式会社（東京都千代田区）
海 外：Kanematsu USA Inc.（米国）
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.（香港）

10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電 子 ・ デ バ イ ス	人 4,203	人 45
食 料	750	△28
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	1,221	131
車 両 ・ 航 空	343	84
そ の 他	235	13
全 社 (共 通)	430	22
合 計	7,182	267

(注) 従業員数は就業人員数であります。

11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	百万円 27,787
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,513
農 林 中 央 金 庫	13,234
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	13,130
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	14,238

12) その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- 2) 発行済株式総数 84,500,202株（自己株式259,527株を含む）
- 3) 株主数 19,139名
- 4) 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,237	12.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,761	6.83
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	2,553	3.03
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,322	2.75
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	2,194	2.60
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	2,119	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,710	2.03
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 1 5 1	1,535	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,505	1.78
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 4	1,422	1.68

(注) 持株比率は自己株式（259,527株）を控除して計算しております。なお、自己株式（259,527株）には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（702,500株）は含めておりません。

3 会社の役員に関する事項

1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	下 嶋 政 幸	監査担当
代 表 取 締 役 社 長	谷 川 薫	
取 締 役	宮 部 佳 也	車両・航空部門長、大阪支社長、名古屋支店長、 先進技術・事業連携担当、 兼松サステック株式会社 取締役
取 締 役	薦 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当
取 締 役	片 山 誠 一	神戸大学名誉教授
取 締 役	田 原 祐 子	株式会社ベーシック 代表取締役 一般社団法人フレームワーク普及促進協会 代表理事 サンヨーホームズ株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役（常勤）	村 尾 哲 朗	
監 査 役（常勤）	小 川 荘 平	
監 査 役	宮 地 主	公認会計士
監 査 役	倉 橋 雄 作	弁護士

- （注）1. 取締役 片山誠一氏および田原祐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小川荘平氏、宮地 主氏および倉橋雄作氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は以下のとおりであります。
- ・監査役 村尾哲朗氏は、長年にわたり企業経営の要職を歴任した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 小川荘平氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 宮地 主氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役 片山誠一氏および田原祐子氏、社外監査役 宮地 主氏および倉橋雄作氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
※ 社 長	谷 川 薫	
※ 専 務 執 行 役 員	宮 部 佳 也	車両・航空部門長、大阪支社長、名古屋支店長、 先進技術・事業連携担当
専 務 執 行 役 員	本 下 俊 秀	審査、法務コンプライアンス担当
常 務 執 行 役 員	菅 栄 治	鉄鋼・素材・プラント部門長
上 席 執 行 役 員	濱 崎 雅 幸	食糧部門長
上 席 執 行 役 員	原 田 雅 弘	電子・デバイス部門長
上 席 執 行 役 員	田 中 一 生	人事総務、運輸保険担当
※ 上 席 執 行 役 員	薦 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当
執 行 役 員	小 泉 浩 一	車両・航空部門副部門長
執 行 役 員	城 所 僚 一	Kanematsu USA Inc.社長
執 行 役 員	岩 田 修	鉄鋼・素材・プラント部門副部門長
執 行 役 員	山 科 裕 司	Kanematsu GmbH 社長、Kanematsu Europe Plc 社長
執 行 役 員	村 松 陽 一 郎	企画、IT企画担当
執 行 役 員	中 嶋 潤	食糧部門副部門長、穀物飼料部長
執 行 役 員	橋 本 徹	畜産部門長、畜産第一部長、畜産第二部長
執 行 役 員	西 村 浩 一	食品部門長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である片山誠一氏および田原祐子氏、監査役である村尾哲朗氏、社外監査役である小川荘平氏、宮地 主氏および倉橋雄作氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（社外取締役を除く）	5人	238百万円
社 外 取 締 役	4人	21百万円
監査役（社外監査役を除く）	2人	28百万円
社 外 監 査 役	4人	47百万円
計	15人	337百万円

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬額は年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額30百万円以内）、監査役の報酬額は年額84百万円以内であります。
 (2015年6月24日 第121回定時株主総会決議)
2. 当事業年度末の取締役（社外取締役を除く）は4名、社外取締役は2名、監査役（社外監査役を除く）は1名、社外監査役は3名であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、2019年6月21日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）1名、社外取締役2名、監査役（社外監査役を除く）1名および社外監査役1名が含まれているためであります。

4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 田原祐子氏は、株式会社ベーシックの代表取締役、一般社団法人フレームワーク普及促進協会の代表理事およびサンヨーホームズ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社ベーシック、一般社団法人フレームワーク普及促進協会およびサンヨーホームズ株式会社との間に特別な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取 締 役	片 山 誠 一	19回中 19回	—	経済学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	田 原 祐 子	15回中 14回	—	企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	小 川 莊 平	19回中 19回	15回中 15回	金融機関での豊富な内部管理実務経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	宮 地 主	19回中 18回	15回中 14回	公認会計士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	倉 橋 雄 作	15回中 14回	10回中 10回	弁護士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 取締役 田原祐子氏は、2019年6月21日開催の第125回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。
2. 監査役 倉橋雄作氏は、2019年6月21日開催の第125回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数も他の社外役員と異なります。

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

2) 報酬等の額

区 分		監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
		百万円	百万円
当	社	146	0
連 結 子 会 社		196	—
計		342	0

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 非監査証明業務に基づく報酬には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kanematsu USA Inc.、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.は、P w C あらた有限責任監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。
(最終改訂 2020年4月21日)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

＜われらの信条＞

- ①伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
- ②会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
- ③組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ②コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。
- ③内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。

- ⑤反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ②「文書保管保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保管する。
- ③当該「文書保管保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ②必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ④ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規定」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規定」を定め、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ②経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。
- ④会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。

- ⑤重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規定」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。
- ⑥業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規定」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規定に定める「関係会社運営に関する職務権限明細」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。
- ②年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ①監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ②内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1カ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。
- ③取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ②監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以 上

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて内部統制システムを適切に整備しております。当期における運用状況の概要は、次のとおりであります。

・コンプライアンスおよびリスク管理の状況

代表取締役社長から当社および当社子会社の役職員に向け、コンプライアンスの重要性、個々人の倫理観を確立する重要性について繰り返し発信いたしました。また、兼松グループコンプライアンスハンドブックの改訂、ハラスメント防止に関する周知と新しい相談窓口の設置、社内コンプライアンス研修での事例紹介、コンプライアンス違反の懸念を認知した場合の即時報告の徹底など、コンプライアンスの実践に取り組みました。

より一層の効率性・実効性のある業務統制とリスク管理を図るべく、職務権限規程・職務権限明細表等を改訂いたしましたほか、新たなリスクへの対応として、ビジネスメール詐欺に関する注意喚起、疫病流行等による出社制限時の業務遂行体制の整備を行いました。

内部統制・コンプライアンス委員会は計2回開催し、当社および当社子会社における内部統制システムの整備・運用・評価・改善などについて、リスクの総合的評価という観点から協議いたしました。

また、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まる関係会社社長会を2回開催し、当社グループ全体の内部統制・コンプライアンスやリスク管理に関する課題・情報を共有いたしました。

・取締役等の職務遂行の状況

取締役会は、原則月1回、計19回開催し、経営理念、中長期戦略、コーポレート・ガバナンスなど、当社および当社グループの経営方針その他の重要事項を決定いたしました。

経営会議は、原則月2回、計26回開催し、取締役会が決定した経営方針に基づいて業務執行の指揮、指導にあたりました。また、案件審議会は原則月2回、計24回開催し、重要案件について事前に審議した結果を決裁者に答申いたしました。

子会社の経営については、主管部門を定め、重要な事項について事前申請の承認や報告徴求を行いました。

中期ビジョン「*future 135*」の推進のみならず、その先の更なる成長のため、「人への投資」という観点での施策を実施いたしました。経営人材の育成のため、人材育成制度を強化・体系化し、「兼松ユニバーシティ」として新たな研修制度を立ち上げました。また、働き方改革の土台となる環境の整備（就業時間管理の徹底、有給休暇の取得推進、短時間勤務・フレックスタイム制度および育児施策の充実、サテライトオフィス活用の効果検証等）、女性活躍推進行動計画の策定をはじめ、ダイバーシティ&インクルージョン（多様な価値観を包摂した働き方の実現）を推進するための諸施策を実施いたしました。

- 監査役監査の実効性確保

監査役は、取締役の職務執行を監査するにあたり、代表取締役その他の取締役および執行役員・部長その他の従業員から適宜業務執行やリスク管理状況についての報告を受け、また、すべての取締役会、経営会議のほか、重要な会議・委員会に出席いたしました。また、主要なグループ会社の代表取締役から業務執行等について報告を受け、それらの会社の監査役等とも、グループ会社監査役会議の開催や個別の面談の場を通じ適宜、情報共有を行いました。

内部監査部門である監査室は、内部監査と監査役監査との連携を図るべく、監査役との定期的な面談を実施し、子会社監査を含めた内部監査の年次計画、実施状況、監査結果等について説明いたしました。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査計画および実施状況、ならびに当社の業績や財政状態に影響を与える事項等について意見交換することを通じて、会計監査人の取締役からの独立性の確認や会計監査人の体制・業務品質の評価を行いました。

2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えております。

また、配当につきましては、中期ビジョン「*future 135*」において、配当性向（総還元性向）25～30%を目処とし、安定的かつ継続的に実施することを目標に掲げております。

なお、当社では、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当につきましては、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。また同様に、中間配当および期末配当の基準日を、それぞれ毎年9月30日および3月31日とする旨を定款に規定しており、取締役会の決議による年2回の配当を原則としております。

◆ 連結計算書類

連結財政状態計算書（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	426,756
現金及び現金同等物	91,105
営業債権及びその他の債権	204,920
棚卸資産	100,766
その他の金融資産	5,383
その他の流動資産	24,580
非流動資産	124,915
有形固定資産	40,756
のれん	10,304
無形資産	23,382
持分法で会計処理されている投資	7,506
営業債権及びその他の債権	1,428
その他の投資	28,279
その他の金融資産	7,370
繰延税金資産	2,761
その他の非流動資産	3,126
資産合計	551,671

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	284,503
営業債務及びその他の債務	172,922
社債及び借入金	68,164
リース負債	6,303
その他の金融負債	4,614
未払法人税等	3,393
引当金	30
その他の流動負債	29,073
非流動負債	100,994
社債及び借入金	75,229
リース負債	11,251
その他の金融負債	2,063
退職給付に係る負債	6,779
引当金	1,914
繰延税金負債	2,385
その他の非流動負債	1,369
負債合計	385,497
(資本の部)	
資本	
資本金	27,781
資本剰余金	26,957
利益剰余金	69,540
自己株式	△1,309
その他の資本の構成要素	7,860
在外営業活動体の換算差額	930
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	6,816
キャッシュ・フロー・ヘッジ	113
親会社の所有者に帰属する持分合計	130,829
非支配持分	35,344
資本合計	166,174
負債及び資本合計	551,671

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
収益		721,802
原価		△610,897
売上総利益		110,904
販売費及び一般管理費		△82,716
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	△118	
固定資産減損損失	△551	
その他の収益	1,958	
その他の費用	△1,123	165
営業活動に係る利益		28,352
金融収益		
受取利息	271	
受取配当金	1,143	1,415
金融費用		
支払利息	△2,761	
その他の金融費用	△452	△3,214
持分法による投資損益		389
税引前利益		26,944
法人所得税費用		△8,710
当期利益		18,233
当期利益の帰属：		
親会社の所有者		14,399
非支配持分		3,834

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分									
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					親会社の 所有者に 帰属する 持分合計
					在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	確定給付 制度の 再測定	その他の 資本の 構成要素 合計	
2019年3月31日残高	27,781	26,882	60,748	△1,318	1,865	9,580	△293	—	11,153	125,246
会計方針の変更による累積的影響額									—	—
会計方針の変更を反映した期首残高	27,781	26,882	60,748	△1,318	1,865	9,580	△293	—	11,153	125,246
当期利益			14,399						—	14,399
その他の包括利益					△935	△2,926	406	△17	△3,472	△3,472
当期包括利益	—	—	14,399	—	△935	△2,926	406	△17	△3,472	10,927
配当金			△5,428						—	△5,428
非支配持分株主に対する配当金									—	—
自己株式の取得				△5					—	△5
自己株式の処分		△0		14					—	14
非支配持分株主との資本取引		31							—	31
株式報酬取引		42							—	42
所有者との取引額合計	—	74	△5,428	8	—	—	—	—	—	△5,344
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			△179			162		17	179	—
2020年3月31日残高	27,781	26,957	69,540	△1,309	930	6,816	113	—	7,860	130,829

	非支配持分	資本合計
2019年3月31日残高	33,451	158,698
会計方針の変更による累積的影響額		—
会計方針の変更を反映した期首残高	33,451	158,698
当期利益	3,834	18,233
その他の包括利益	△229	△3,702
当期包括利益	3,604	14,531
配当金		△5,428
非支配持分株主に対する配当金	△1,891	△1,891
自己株式の取得		△5
自己株式の処分		14
非支配持分株主との資本取引	179	211
株式報酬取引		42
所有者との取引額合計	△1,711	△7,056
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		—
2020年3月31日残高	35,344	166,174

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額
流動資産	168,154
現金及び預金	21,869
受取手形	1,259
売掛金	57,023
有価証券	1
たな卸資産	43,499
前渡金	7,795
前払費用	641
短期貸付金	6
関係会社短期貸付金	25,228
未収入金	4,427
デリバティブ債権	2,030
その他	4,402
貸倒引当金	△32
固定資産	112,951
有形固定資産	2,284
建物	334
構築物	0
機械及び装置	95
車両運搬具	3
工具、器具及び備品	181
土地	1,434
リース資産	233
無形固定資産	484
ソフトウェア	189
電話加入権	7
その他	287
投資その他の資産	110,182
投資有価証券	16,326
関係会社株式	83,629
出資金	1,556
関係会社出資金	5,848
長期貸付金	1,257
従業員に対する長期貸付金	12
関係会社長期貸付金	1,732
固定化営業債権	285
長期前払費用	40
その他	2,108
貸倒引当金	△2,614
繰延資産	50
社債発行費	50
資産合計	281,155

科 目 (負債の部)	金 額
流動負債	114,229
支払手形	173
輸入荷為替手形	45,900
買掛金	19,585
1年内償還予定の社債	5,000
短期借入金	20,238
リース債務	64
未払金	7,048
未払費用	601
未払法人税等	322
前受金	7,598
預り金	7,321
前受収益	13
デリバティブ債務	359
その他	2
固定負債	70,474
社債	10,000
長期借入金	59,563
リース債務	195
退職給付引当金	83
関係会社事業損失引当金	47
株式給付引当金	111
資産除去債務	216
繰延税金負債	62
その他	195
負債合計	184,703
(純資産の部)	
株主資本	93,371
資本金	27,781
資本剰余金	26,887
資本準備金	26,887
その他資本剰余金	0
利益剰余金	40,001
利益準備金	131
その他利益剰余金	39,869
別途積立金	1,836
繰越利益剰余金	38,033
自己株式	△1,298
評価・換算差額等	3,079
その他有価証券評価差額金	2,790
繰延ヘッジ損益	289
純資産合計	96,451
負債純資産合計	281,155

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		389,593
売上原価		375,940
売上総利益		13,653
販売費及び一般管理費		13,741
営業損失（△）		△87
営業外収益		
受取利息	544	
受取配当金	11,041	
為替差益	1,407	
その他	440	13,433
営業外費用		
支払利息	1,966	
その他	261	2,228
経常利益		11,118
特別利益		
有形固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	197	
関係会社整理益	9	211
特別損失		
固定資産処分損	149	
減損損失	382	
投資有価証券売却損	6	
投資有価証券評価損	215	
関係会社減資払戻損	1,652	
関係会社貸倒及び事業損失引当金繰入額	541	2,948
税引前当期純利益		8,381
法人税、住民税及び事業税	△1,107	
法人税等調整額	533	△574
当期純利益		8,956

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	34,553	36,521	△1,307	89,882
当期変動額										
剰余金の配当							△5,475	△5,475		△5,475
当期純利益							8,956	8,956		8,956
自己株式の取得								－	△5	△5
自己株式の処分								－	14	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,480	3,480	8	3,489
当期末残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	38,033	40,001	△1,298	93,371

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,973	69	4,043	93,925
当期変動額				
剰余金の配当			－	△5,475
当期純利益			－	8,956
自己株式の取得			－	△5
自己株式の処分			－	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,183	219	△963	△963
当期変動額合計	△1,183	219	△963	2,525
当期末残高	2,790	289	3,079	96,451

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 好 田 健 祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢 野 貴 詳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 田 将 貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、兼松株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 好田 健祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢野 貴詳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新田 将貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

兼松株式会社 監査役会

常勤監査役	村 尾 哲 朗 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	小 川 莊 平 ㊟
社外監査役	宮 地 主 ㊟
社外監査役	倉 橋 雄 作 ㊟

以 上

第126回定時株主総会会場ご案内図

会 場

兼松株式会社 東京本社19階会議室

東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館 電話 03-5440-8111

交 通

JR・モノレール『浜松町』駅下車 南口より徒歩約10分（歩行者デッキ経由）

都営地下鉄 『大 門』駅下車 A1出口より徒歩約15分

ゆりかもめ 『日の出』駅下車 2A出口より徒歩約5分



当社
株主総会
会場



写真の左側の建物がN館になります。

※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。